

議題2 令和4年度給付費体制等の届出について

1. 令和4年度給付費体制等の届出について

今年度も、障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認を行います。ウェルネットなごや（※下記参照）からダウンロードのうえ、以下の書類のご提出をお願いします。記載漏れのないようにご注意ください。

対象事業所は、指定を受けている全事業所（令和4年4月新規指定事業所も含む）となります。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>令和4年度 障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認について

（1）全事業所対象

- ①障害児（通所）給付費体制等変更確認書
- ②人員チェックシート
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和4年4月のもの）
- ④令和3年度勤務実績一覧表
- ⑤障害児（通所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ⑥障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑦各種加算にかかる加算届出書、添付書類等（資格者証等）

※児童発達支援について、令和4年4月から区分Ⅰの給付費体制を取る場合は、令和4年3月時点において区分Ⅰで届出をしても必ず「算定区分に関する届出書」の提出が必要です。提出がない場合は令和4年4月からは区分Ⅱとなります。

※職員等の変更がない場合については、上記の①～⑦の書類をご提出し、職員等に変更がある場合は以下の書類が必要です。

（2）人員等に変更がある事業所

〔 児童発達支援管理責任者、保育士・児童指導員等の有資格者、又は
その他指導員等、人員に変更がある場合 〕

- ⑧指定障害児通所支援事業者変更届出書及び添付書類（⑦提出済は除く）

注意点等

※令和4年5月1日の算定加算届も令和4年4月15日(金)が締切になっています。提出期限を過ぎると、6月以降の算定になりますのでご注意ください。

※加算届出書や添付書類等についての詳細は、ウェルネットなごやをご覧ください。

※様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

※職員配置変更により加算が算定できなくなっていないかどうか確認してください。

(4) 提出先

〒460-8508 (住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付することは事務処理上支障が生じますので、ご遠慮ください。

(5) 提出期限

提出期限…令和4年4月15日(金) (15日の消印は有効)

お願い

4月当初は、体制届や加算の算定に関し、多数の質問・お問合せのお電話をいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されます。事業者の方におかれましては、「指定基準・加算届等にかかる質問票」により、FAX又はメールでのお問合せにご協力いただきますようお願いいたします。

2. 令和4年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について

本加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充当されることを目的に算定される加算であり、①福祉・介護職員処遇改善加算、②福祉・介護職員処遇改善特別加算、③福祉・介護職員等特定処遇改善加算の3種類があります。

令和3年度に加算を算定している場合でも、令和4年度も引き続き算定する場合は、改めて届出が必要になりますので、ご注意ください。

(1) 提出先

〒460-8508 (住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付することは事務処理上支障が生じますので、ご遠慮ください。

(2) 提出期限

提出期限…令和4年4月15日(金) (15日の消印は有効)

(3) 提出書類

様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和4年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について](#)

3. 令和3年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の実績報告

(1) 提出期限

令和3年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

(2) 提出書類

様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務](#)
[>令和3年度分 処遇改善加算](#)

4. 休止及び廃止の届出について

事業を休止または廃止する場合、下記のとおり法律で定められております。

参考(児童福祉法 抜粋)

第21条の5の19

④指定障害児通所支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第21条の5の20

④指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

つきましては、休止または廃止する場合は上記の責務が果たされたことが確認できる書類を必ずご提出ください。

なお、休止または廃止に係る届出の提出期限は休止・廃止する日の1か月前までですので、電話でご予約のうえ提出期限に間に合うようご連絡ください。